【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第４項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年７月４日
【会社名】	株式会社　常陽銀行
【英訳名】	The Joyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　寺　門　一　義
【最高財務責任者の役職氏名】	―――
【本店の所在の場所】	水戸市南町２丁目５番５号
【縦覧に供する場所】	株式会社常陽銀行　東京営業部 （東京都中央区八重洲２丁目７番２号）

1　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取寺門一義は、当行の第126期(自平成28年４月１日　至平成29年３月31日)の有価証券報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。